

令和8年2月4日  
福島県南会津地方振興局

## 令和8年度地域創生総合支援事業（サポート事業）採択方針

### 1 目的

この方針は、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業、県戦略事業）実施要領3（1）アに規定する「地方振興局長が定める採択方針」について、南会津地方振興局管内における取り扱いを定めるものとする。

### 2 共通採択事業テーマ

全ての事業枠について、次に掲げる事業を優先的に採択する。

なお、人口減少対策及び過疎・中山間地域の振興については、重点的に取り組む必要があることから、全ての事業において考慮すべき重点テーマとして位置付ける。また、個別テーマ（8）（9）については、南会津地方振興局が独自に設定する事業テーマとする。

#### 【重点テーマ】

##### （1）人口減少対策に資する事業

住民が安心して住み・暮らし・働く地域づくりの推進や、地域への愛着・誇りを育む取組、ふくしま共創チーム ワーキングチーム活動での議論を踏まえた取組など、社会減対策や自然減対策に寄与する事業

##### （2）過疎・中山間地域の持続的発展に資する事業

過疎・中山間地域の優位性やポテンシャルをいかし、課題の解決や地域の活性化を図ることで、持続可能な地域社会の形成に寄与する事業

#### 【個別テーマ】

##### （1）移住・定住の推進に資する事業

地方移住への関心の高まりを踏まえ、地域側の機運醸成や受入体制の構築、魅力の発信など、本県への新しい人の流れの創出に寄与する事業

##### （2）デジタル化によるプロセスイノベーション（DX）の推進に資する事業

デジタル技術の導入・拡大を通じて、働き方や暮らし方、サービスの提供の仕方などの変革を図り、地域社会の強靭化や新たな価値の創出に寄与する事業

##### （3）人づくり（子育て・教育）に資する事業

安心して子どもを生み育てたい、本県で学び活躍したいと思える環境づくりの推進など、社会や地域を創造することができる人材の育成に寄与する事業

##### （4）健康長寿社会の推進に資する事業

東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業

(5) 地産地消の推進に資する事業

生産・流通・消費といった地域内におけるモノの循環や、人財を含む地域資源の有効活用など、あらゆる分野における地産地消の取組の推進に寄与する事業

(6) カーボンニュートラルの推進に資する事業

県民の高い環境意識の醸成や地球温暖化対策の普及啓発等、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進に寄与する事業

(7) 交流・関係人口創出の推進に資する事業

観光需要の高まりを捉えた地域の意識醸成に関する取組や、外部人材との多様な関わり方を新たに構築する取組、デスティネーションキャンペーン（DC）や八十里道路開通を踏まえた誘客の取組など、交流人口及び関係人口創出の推進に寄与する事業

(8) 後世に残すべき南会津の宝を守りいかす事業

南会津地方の暮らし、歴史、文化、芸術、自然環境等を再発見し、地域の宝として守りいかす取組など、地域資源の保全、磨き上げ、次世代への継承等に寄与する事業

(9) 安全で安心なまちづくりを推進する事業

過疎・高齢化が進む南会津地方において、地域が一体となって実施する鳥獣被害対策、防犯対策のほか、地域課題を解決する取組など、地域の安全で安心して暮らせる環境の実現や持続可能なまちづくりに寄与する事業

(10) 県政150周年・昭和100年に関連する事業

地域の歴史や伝統を振り返り次世代に伝承する取組や、それらを礎とした新たな地域のビジョンを共有する取組など、県政150周年や昭和100年を記念して取り組む事業

※なお、下記枠に関しては、次に掲げる要件を満たす事業を対象にする。

(1) 過疎・中山間地域活性化枠「集落等活性化事業」

次に掲げるすべての要件を満たす事業。

- ア 地域資源の活用等により、地域の課題の解消を図るもの
- イ 課題解消のための目標や手段が明確かつ具体的であるもの
- ウ 集落の構成員が多く参加することが見込まれるもの
- エ 町村と連携が図られているもの

(2) 過疎・中山間地域活性化枠「収益事業（スタートアップ支援事業）」

地域の人材や資源を活用した収益事業の立ち上げに係る事業。（すでに収益事業を実施している団体の実施する業態転換や新分野への進出、事業拡大等を伴う事業を含む）

### 3 その他

採択に当たっては、次の事項を勘案して総合的に判断するものとする。

- (1) 事業計画に具体性、実現性があること。
- (2) 事業に波及効果が認められること。
- (3) 事業に継続性が見込まれること。(補助事業終了後も含む)
- (4) 継続事業にあっては、事業に発展性が認められること。
- (5) 町村及び関係団体等との連携がとれた事業であること。